

札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱

昭和 57 年 4 月 1 日制定

(目的)

- 第 1 条** この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業として、留守家庭児童が発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の健全な育成を図ることを目的に、民間児童育成会の運営に必要な事項について定めるものとする。
- 2 民間児童育成会への助成金の交付については、札幌市放課後児童健全育成事業助成金交付要綱において定めるものとする。
- 3 放課後児童健全育成事業の実施に伴う届出等については、札幌市放課後児童健全育成事業の届出等に関する取扱要綱（以下「届出要綱」という。）に定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条** この要綱において「留守家庭児童」とは、市内に在住する小学生（小学校第 1 学年から第 6 学年まで在学）又は市内の小学校に在学する小学生（第 1 学年から第 6 学年まで）であり、放課後帰宅しても保護者が不在等のため、適切な支援が受けられない者をいう。
- 2 「小学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程、その他第 134 条第 1 項に規定する各種学校であって小学校に準じた教育を行うものをいう。
- 3 「民間児童育成会」とは、民間等の施設において留守家庭児童の健全育成を図るため運営され、札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号。以下「条例」という。）の関係規定のほか、この要綱に規定する要件を備え、登録した事業者をいう。
- 4 「対象児童」とは、札幌市放課後児童健全育成事業助成金の対象となる児童をいう。

(対象児童)

- 第 3 条** 民間児童育成会に対象児童として入会することができる者は、前条第 1 項に規定する留守家庭児童であって、同居する保護者及び家族の状況が次のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 就労により留守となる場合
- (2) 夜間勤務のため日中に静養する必要がある場合
- (3) 留学生、研究生又は通学により留守となる場合
- (4) 著しい体調不良又は入院、通院により留守となる場合

- (5) 家族の看護又は介護により留守となる場合
- (6) 障がいのある家族の通所送迎により留守となる場合
- (7) ひとり親又は退職後おおむね3ヶ月以内で、求職活動により留守となる場合
- (8) 虐待など児童の安全確保のために支援を必要とする場合
- (9) 同居する家族が18歳以下及び65歳以上のため適切な支援が困難な場合
- (10) その他市長が支援の必要があると認める場合

2 前項各号に該当し対象児童として札幌市に登録する場合、民間児童育成会は、勤務証明書又は申立書により前項に規定する留守家庭児童であることを確認し、民間児童育成会在籍児童名簿を札幌市に提出しなければならない。

3 前項の規定により、札幌市が民間児童育成会在籍児童名簿を入会日の翌月5日までに受領したときは入会日の属する月から対象児童とし、6日以降に受領したときは届出の日の属する月から対象児童とする。

4 対象児童の退会があったときは、退会した月に係る児童出席簿に退会日を記載して提出する

5 対象児童の休会があったときは、休会となった月の児童出席簿に休会期間等必要事項を記載して提出する。

(支援の単位を構成する児童の数)

第4条 助成金の算出に係る「支援の単位を構成する児童の数」とは、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童（週のうち数日を利用することを前提に申し込みをした児童）の利用人数を加えた数をいう。

2 前項に規定する利用人数は、登録時の週ごとの利用希望日数で、最低1日以上として算出する。

なお、算出に係る当該月の出席は最低1日以上とし、休会は除外するものとする。

3 支援の単位を分けて運営をしている民間児童育成会において、月の途中で一方の民間児童育成会に移った児童については、移動先の登録とする。

4 現在登録している児童が退会し他の民間児童育成会に入会した場合、当該月出席が1日以上ある時は、退会した民間児童育成会の登録とし、全く出席がない時は、入会した民間児童育成会の登録とする。

(民間児童育成会の登録要件)

第5条 民間児童育成会は次の各号に掲げる登録要件を備えなければならない。

(1) 法第34条の8第2項の規定に基づき、札幌市長に放課後児童健全育成事業開始の届出をした

事業者であること。

- (2) 第3条第2項の対象児童が10人以上であること。
- (3) 条例第138条の9の規定に基づき、運営内容などに応じて従業者を配置すること。
- (4) 入会児童の望ましい交遊関係を育てるとともに、心身ともに健やかに育成するよう適正な遊びや生活の支援を行うこと。
- (5) 開所日は、地域の実情等を考慮し、原則として年間250日以上とすること。
- (6) 開所時間は、平日にあっては1日3時間以上とすること。また、長期休暇期間など学校休業日にあっては、原則として1日8時間以上とすること。
- (7) 地域の理解と協力を得て運営されていること。
- (8) 次条に規定する育成委員会により運営されていること。
- (9) 実施場所は、条例138条の8の規定に基づき、継続的に、一定期間にわたって確保され使用できるものであること。
- (10) 政治的又は宗教上の組織に属していないこと。
- (11) 育成委員会及び職員が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年2月26日条例第6号）第7条に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）ではないこと。

（育成委員会）

第6条 民間児童育成会は、次項の要件を備えた育成委員会が運営しなければならない。ただし、札幌市が育成委員会に代わるものとして適当と認める組織が存在する場合は、当該組織をもって育成委員会とみなすことができる。

- 2 育成委員会の構成委員は5人とし、当該委員にはその地域の児童育成関係者2人以上を含まなければならない。なお、「地域」とは、民間児童育成会が所在する連合町内会の区域をいう。
- 3 児童育成関係者とは次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 民間児童育成会が所在する単位町内会又は連合町内会において、児童関係を担当する役職者
 - (2) 民生委員児童委員又は主任児童委員
 - (3) 青少年育成委員
 - (4) 小学校を代表するPTA役員のうち、会長、副会長、会計又は監査の職にある者
 - (5) 小学校校長又は校長から委任を受けた当該小学校の教頭若しくは教員
 - (6) 地域子ども会役員又はスポーツ推進委員
 - (7) 公的な資格（国家試験による資格など）を有して、児童の健全育成を主務又は従たる業務と

している地域に居住又は勤務する市民

(8) 教育機関又は教育機関に準ずる組織において、児童の健全育成に関して調査研究や推進活動、指導・相談・講師等を業務としている地域に居住又は勤務する市民

4 前項で選任される児童育成関係者以外の委員については、当該民間児童育成会に登録している児童の保護者のほか、第5条第7号の規定の趣旨に則り、地域との連携と交流を図るため、地域における町内会等の公的な団体（地域の住民が構成員となって、児童の健全育成を含む活動をしている団体をいう。）の役職者又は構成員を積極的に選任するように努めること。

5 当該民間児童育成会に勤務する放課後児童支援員等については、1名に限り育成委員となることができる。但し、第2項に定める地域の児童育成関係者に含めることはできない。

6 育成委員会の委員の中から、代表者及び副代表者、会計、会計監査のほか、必要に応じて委員の役職を定める。

7 民間児童育成会に勤務する放課後児童支援員等は、育成委員会の要請により育成委員会の会議に出席して、育成委員会の求めに応じて意見を表明することができる。

8 第1項に規定する「適当と認める組織が存在する場合に委員会とみなすことができる組織」とは、非営利団体であり、営利を目的としないこと及び放課後児童健全育成事業の実施を設立の目的として定款又は寄付行為に規定している法人の理事会等をいう。

なお、当該理事会等は、児童の保護者や地域における児童育成関係団体の意見を反映できるように努める必要があるため、みなすことができる組織の理事会等の理事の中から地域に居住する5名を選任し、育成委員会委員とする。

9 前項により運営を行う場合は、放課後児童健全育成事業の会計と法人の他の事業に係る会計とを完全に切り分けること。

10 前項に規定する法人が他の法人と合併し、合併後の法人が前項の規定に反する場合は、民間児童育成会の登録を取り消す。

(再度登録)

第7条 従前から実施している民間児童育成会が第5条の要件を欠いて登録から外れた後、再度登録しようとする場合又は現在の民間児童育成会と分離して開設する場合は、新たに民間児童育成会を設立し、登録しようとするもの（以下「新規登録申出者」という。）として取扱うこととする。ただし、支援単位を分けるために、同じ小学校区内で活動場所を分割する場合、又は、次項に規定している場合はこの限りではない。

2 従前から実施している民間児童育成会が第5条第1項第2号の要件を欠いて登録から外れた後、

登録から外れた年度の翌年度の第 10 条に定める定時登録までに第 5 条に規定する登録要件を満たした場合、従前から実施している民間児童育成会と同様に再度登録を行うことができる。ただし、2 年以上継続して開設・運営した実績がある民間児童育成会を対象とし、登録を外れている期間は、年度途中の運営中止等、子どもへの影響がないよう努めること。

3 前項の規定により再度登録を行う場合の手続きは、第 11 条の規定を準用する。

（育成委員会の業務）

第 8 条 育成委員会の議決により、育成委員会は次の業務を行う。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 留守家庭児童の入退会に関すること。
- (4) その他、民間児童育成会の運営に必要なこと。

2 前項各号に規定する一切の業務に関しては、育成委員会がその責任と権限を有する。

3 育成委員会の委員を含む民間児童育成会の関係者は、運営上知り得た児童、保護者及び世帯等の個人情報及び秘密については、目的以外に利用、提供及び漏らしてはならない。

4 育成委員会は、事業及び収支予算の決定並びに事業結果と収支決算に関して、年度中に少なくとも 2 回以上、定例的に会議を開催し、会議の議事録を作成して保存するとともに、札幌市の求めに応じ、議事録を提出しなければならない。

5 前項に定める会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 育成委員会は、放課後児童支援員等について、放課後児童健全育成事業に従事することが相応しくない経歴のある者を採用してはならず、また、日常の業務中に相応しくない行動等がある者については、直ちに指導及び監督を行って適切な措置を講じなければならない。

（民間児童育成会の設置基準）

第 9 条 民間児童育成会の設置は、児童クラブが開設されていない小学校区に 1 か所とする。ただし、児童クラブの開設前から継続して運営している民間児童育成会は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、民間児童育成会の参入が可能な地区として札幌市が指定した小学校区においては、予算の範囲内において民間児童育成会を設置できる。

3 民間児童育成会は、札幌市が認定した場所以外で実施することはできない。また、実施場所の変更を希望する民間児童育成会は、事前に札幌市と協議しなければならない。

（定時登録）

第 10 条 民間児童育成会の登録を受けようとする民間児童育成会は、別に定める様式により、札幌

市が指定する提出期限までに、書類に不備等が無いことを確認のうえ、持参により提出しなければならない。

2 札幌市は、前項の規定により申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、書類に不備が無く、第5条に規定する登録要件を満たしていると認めた場合は、申請された月から登録するものとし、民間児童育成会登録通知書兼助成金通知書により通知する。

3 札幌市は、第1項の規定による申請が登録要件を欠いていると認めたときは、登録しない理由を付して通知する。

4 登録申請に関する書類が提出期限までに提出されなかった場合又は書類の不備等により提出期限を超過した場合については、札幌市の審査が終了し通知した日から登録する。

5 前項により登録が遅れた民間児童育成会は、登録されるまでの間、運営中の事故に係る損害を補填するための傷害保険には加入されない。

(新規登録)

第11条 新規登録申出者は、民間児童育成会を実施する場所、運営する組織及び規模等について事前に札幌市と協議をすること。

2 札幌市は、新規登録申出者から前条第1項に規定する書類が提出された場合については、前条の規定を準用する。ただし、登録については申請された月の翌月とする。

(登録変更)

第12条 民間児童育成会は、第10条第1項の申請事項に変更が生じたときは、速やかに放課後児童健全育成事業及び民間児童育成会登録内容等変更届及び必要書類を札幌市に提出しなければならない。

(登録の解除)

第13条 民間児童育成会の登録を解除するときは、事前に札幌市と協議しなければならない。

2 前項の協議が整った後、民間児童育成会は民間児童育成会登録解除申出書を提出するものとする。

(登録の取消)

第14条 札幌市は、民間児童育成会が次の各号の一に該当する場合、その登録を取り消すことができる。

(1) 第5条に規定する登録要件を欠いたとき。

(2) 民間児童育成会が助成金算定に必要な書類を虚偽作成して提出するなど不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(3) 提出書類の提出遅延等が常態化し札幌市の指導を経ても改善が見込まれないと認められると

き。

(4) その他、札幌市が登録の継続を不相当と認めたとき。

2 札幌市は、前項の規定により登録を取り消した場合は、登録を取り消す理由を付して通知する。

(民間児童育成会の入会順位)

第 15 条 民間児童育成会に入会できる者の順位は、在籍児童の状況等も考慮し、原則として次のとおりとする。

- (1) 小学校の第 1 学年の児童
- (2) 小学校の第 2 学年の児童
- (3) 小学校の第 3 学年の児童
- (4) 小学校の第 4 学年の児童
- (5) 小学校の第 5 学年の児童
- (6) 小学校の第 6 学年の児童

2 前項に規定する学年ごとの優先順位は次のとおりとする。

- (1) 父子又は母子家庭並びに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者又は要保護者に準ずる者の世帯の児童
- (2) その他の家庭の児童

(備付帳簿)

第 16 条 民間児童育成会は、次に掲げる書類等を備え、これらについての証拠書類を整理し、各年度の事業終了後 5 年間保存しなければならない。

- (1) 育成委員会会議録及び会議資料
- (2) 職員出勤簿
- (3) 児童出席簿
- (4) 指導員給与等支払簿及び賃金台帳
- (5) 児童の入退会に係る書類（入会申込書、勤務証明書等）
- (6) 保護者会費納入簿及び児童別保護者会費納入一覧表
- (7) 経理帳簿（収入区分支出区分別勘定元帳、資産区分負債区分別勘定元帳、決算帳簿）
- (8) 支出に係る領収書（預金口座自動振替による支出で通帳に記帳されている支出を除く。）
- (9) 放課後児童支援員等勤務シフト表
- (10) 緊急時等の対応マニュアル

ア 防災・防犯計画マニュアル

- イ 事故・けが発生時の対応マニュアル
- ウ 来所時・帰宅時の安全確保マニュアル
- エ 感染症対応マニュアル
- オ 避難訓練・退避訓練の実施マニュアル
- カ 民間児童育成会に対する要望・苦情対応マニュアル
- キ 児童虐待の早期発見・最善解決対応マニュアル
- ク 保護者との連絡・情報交換マニュアル
- ケ 学校・地域等との情報交換マニュアル

(11) 安全に関する事項についての計画（安全計画）

(12) 事業実施に関する事務処理規定

- ア 運営会則（育成委員会その他の組織、運営方針等に関する規定）
- イ 会計規程（財源の確保や経理処理方法及び予算・決算の処理に関する規定）
- ウ 会費規程（保護者会費の金額や徴収方法、その他の費用徴収に関する規定）
- エ 給与規程（従業員の給与の支給や時期等、就業規則などの処遇に関する規定）

（年次報告書類の提出）

第 17 条 民間児童育成会は、当該年度の事業に係る報告書及び精算書等について、札幌市が指定する日までに札幌市に提出しなければならない。

2 民間児童育成会は、次の各号については札幌市が指定する日までに札幌市に提出しなければならない。

- (1) 民間児童育成会事業実績報告書
- (2) 民間児童育成会収支決算書
- (3) 指導員報酬等支払報告書

（月次報告書類の提出）

第 18 条 民間児童育成会は、毎月 5 日までに、前月分の児童出席簿及び放課後児童支援員等勤務シフト表を札幌市に提出しなければならない。

2 札幌市は、提出期限までに前項の書類を提出しない民間児童育成会に対し、提出のない月以降に到来する助成金の全部又は一部の交付を停止することができる。

（解散又は取消しに伴う決算書類の提出）

第 19 条 第 13 条の規定により解散した場合及び第 14 条の規定により登録を取消された民間児童育成会は、事実発生日から速やかに必要書類を提出しなければならない。

(調査)

第20条 札幌市は民間児童育成会に対し、届出要綱第6条に規定する報告徴収及び立入調査等に加え、運営状況及び助成金の執行状況について、帳簿書類その他必要な事項の報告を求めるとともに、札幌市が必要と認めるときは臨時に会計帳簿等及び関係者からの聞き取り等の実地調査を行うことができる。

2 前項の調査に関して当該民間児童育成会から提出される報告書等については、代表者が作成する書面によらなければならない。

(監査)

第21条 札幌市は、民間児童育成会の適正な事業運営と助成金の適正な執行を確保するため、民間児童育成会に対して監査を行うものとする。

2 監査については、民間児童育成会が毎年実施する自己監査と、札幌市が概ね3年に1度の間隔で実施する定期監査、そのほか必要に応じて臨時監査により行うものとする。

3 民間児童育成会は、監査に対し誠実に対応しなければならない。

4 札幌市は、民間児童育成会が前項の規定に反していると認めたときは、第14条第1項又は第19条第2項の規定を適用することができる。

5 第2項の規定のほか、札幌市は、登録の取り消し又は解散した民間児童育成会に対し、2か月以内に特別監査を実施するものとする。

(保護者会費)

第22条 民間児童育成会が入会児童の保護者から徴収する会費は、保護者の収入に応じた所得階層区分により定めるなど、適正な額の設定に努めること。

(指定日の取り扱い)

第23条 札幌市が定める提出期限については、第3条第3項、第17条第1項、第18条第1項及び第19条第1項に記載の指定日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、指定日の翌営業日とする。

(事故報告)

第24条 民間児童育成会は、育成会の管理下において事故が生じ、札幌市を通じて加入している傷害保険等により保険請求を行う場合は、必要な書類を札幌市に提出するものとする。

2 札幌市は、前項の報告書を受理し、当該事故が傷害保険の給付対象となる場合は、保険請求について手続きを行うものとする。

3 民間児童育成会は、第1項を除く事故等（職員の犯罪行為や民間児童育成会に関わる事件・事故・災害及び緊急対応マニュアルに掲げる事案など）が発生した場合は、児童の安全確保を図った後、

直ちに関係機関に通報するとともに、札幌市に報告しなければならない。

- 4 札幌市は、前項の報告について、その原因及び対応が当該民間児童育成会の各種規定、条例及び要綱等に則って運営されているか確認し、必要に応じて措置するものとする。

(施行細目)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来局長が定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和 57 年 4 月 23 日から施行する。
- 3 この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成元年 10 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正については、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。
- 16 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
- 18 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 21 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 22 この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

- 23 この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
- 24 この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。
- 25 この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
- 26 この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。
- 27 この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、第４条の改正については、平成２０年７月１日から施行する。
- 28 この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
- 29 この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
- 30 この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
- 31 この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。
- 32 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
- 33 この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
- 34 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
- 35 この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第９条第１号の改正については、平成２７年７月１日から施行する。
- 36 この要綱は、平成２７年８月５日から施行し、平成２７年４月１日まで遡及して適用する。
- 37 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
- 38 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
- 39 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
- 40 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
- 41 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
- 42 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- 43 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 44 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 45 この要綱は、令和７年２月５日から施行し、令和６年４月１日まで遡及して適用する。